

2026年1月28日(水)に、第13回小規模交流勉強会を開催いたしました。

2026年1月28日(水)に、第13回小規模交流勉強会を開催しました。今回は「国際競争力を身に付け日本の未来を担うに相応しい企業へ ～不可欠な二つのハラスメント対策」をテーマに、当社団の個人正会員坂口禎彦さん(新和総合法律事務所 代表)をプレゼンターとしてお招きし、9名の会員の皆様の参加を得て「交流と学び」の有意義な時間を過ごしました。

コンプライアンスについては、30年前頃から企業不祥事を発端に企業倫理上の問題として注目され始めました。特に、コーポレートガバナンスコード(2015年)の導入後に急速に関心が高まり、最近コンプライアンス違反の社会的影響(経営悪化、企業倒産)が大きいことから経営の立場から正しく認識していこうと今回の勉強会を企画したものです。



【坂口氏】



【勉強会風景】

坂口さんから、企業のコンプライアンス違反は経営リスクに直結する重要課題であるとし、コンプライアンスの基本的な解説および違反事例の紹介がありました。また、違反主体を企業側と従業員側に分けて捉える見方から、経営者は双方の目配りが欠かせないと説かれました。後半では最近メディアでよく取り上げられる二つのハラスメントについて、状況に応じた微妙な違いの理解を深めることができました。

会員の皆さんは自社の困りごとを真剣に話され、坂口さんも本音でお答えされました。本来は相対で相談される個別案件に近い質問も含めて、悩みを隠さずに正直にぶつける活発な勉強会となり、社団会員同志の信頼度の高さを垣間見ることができました。

主な質問では、「思い込んでしまった従業員への対処方法は?」「学生からのアカハラにどう対処すべきか?」「男社会が強い会社でパワハラ対策の効果を上げるには?」「不正事例を学習したAIへの対応は?」「上司の指導とパワハラとの線引きは?」等々。

「過剰なコンプライアンスはイノベーションを阻害する、その塩梅が大切」「血の通う自社のコンプライアンスづくりが必要」「日頃からのコミュニケーションを密にすること」等たくさんの学びの声が届きました。世相がどんどん変容していく時代ですが、経営者も従業員も法的知識とモラル・規範意識の研修を繰り返して行う不断的努力が必要であることを再認識しました。

小規模交流勉強会は、月2回ペースで開催している会員の新しい「交流と学びの場」として社団独自に進めている活動です。引き続き、会員皆様のご希望を伺い勉強会企画を進めますので、どうぞよろしくお願い申し上げます(永峯記)。



【坂口氏と一柳理事長】



【記念写真】



【一柳フィギュア】